平成２２年（行コ）第３００号事件

控　訴　人　　大　高　文　子　ほか１７名

被控訴人　　埼　玉　県　知　事　　ほか４名

意見陳述書

２０１４（平成２６）年４月２２日

東京高等裁判所２４民事部ロＳ係　御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士　　野　　本　　夏　　生

控訴人ら訴訟代理人の野本です。結審にあたって，一言意見を述べさせていただきます。

１，八ッ場ダム事業に埼玉県が負担金を支出することについては，利水，治水，ダムサイト地盤の安全性，貯水池地滑りの危険，ダム建設が周辺環境に与える影響等，様々な面から問題があります。各論点についての私たちの主張については，本日提出した最終準備書面にこれを網羅して展開しているところです。

その中で，本日の結審にあたってとりわけ強調しておきたいのは，裁判所には，「国が決めたものだから間違いないであろう」「国が対策を講じるとしているのだから，問題は生じないであろう」といった予断を排し，あくまでも客観的・科学的見地から，八ッ場ダム事業の必要性を検討してもらいたいということです。

国土交通省をはじめとする本件ダム事業の推進者らは，未だに声高にダムの必要性を叫んでいますが，本訴訟の立証内容をみれば，治水すなわち洪水防止効果の面においても，利水すなわち必要な生活用水の確保の面からも，八ッ場ダムは

不要，無駄なダムであることは客観的・科学的に明らかになっています。

本日は，埼玉県における水需要の実績が，一審判決以降も一貫して減少傾向にあり，埼玉県の予測値との乖離が顕著になっている事実を，この訴訟では控訴人でもある嶋津暉之氏が直近のデータも用いて明らかにしました。

裁判所には，ぜひ，控訴人らが提出した専門家証人の証言，陳述内容に虚心坦懐向き合っていただきたいと思います。

2，もう１点，八ッ場ダム事業の必要性を検討を，地方財政法のような一般的な財政法規との関係だけでなく，河川法６３条，特ダム法７条といった負担金支出の根拠規定との関係においても行い，その判断を示していただきたいと思います。

(1) 治水について言えば，埼玉県が負担金を支払うべき法的根拠となるのは河川法６３条であり，同条が設定する埼玉県にとっての「著しい利益の有無」という要件が充足されているといえるか否かが，端的に審査されるべきです。

その前提として，国土交通大臣による納付通知の違法性の判断を先行させる必要もありませんし，その納付通知に無効事由に匹敵するような「看過し得ない瑕疵」が存在するか否かを審査する必要もありません。

原判決は，「河川法負担金納付通知が著しく合理性を欠き予算執行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵を有するといえるほど，八ッ場ダムに治水上の利益がないとまで認めることはできない」（７１頁）としており，先行する納付通知の違法性判断と，河川法６３条の要件審査（埼玉県にとっての「著しい利益の有無」）とを混同するという過ちを犯し，結果，控訴人らに重い立証の負担も課していますが，控訴審においては，この判断枠組みの誤りを是正していただきたいと思います。

(2) 利水については，特定多目的ダム法７条に基づく負担金が，河川法上の負担金とは異なり，国が地方に一方的に請求するものではなく，水道事業者等の側からの申請に基づきダム使用権が設定されている事実が前提となっていること，そのことから申請者の側には撤退権の行使が法的に保障され，結果，少な

くとも将来に向かって負担金を支払い続ける義務を免れることが法的に保障されていることに着目する必要があります。

ダム事業からの撤退について費用精算ルールを含めた法的枠組みが整備されている以上，ダム使用権設定申請以降，事情の変更によって計画上の水利権が客観的に過大なものとなった場合には，被控訴人ら水道事業者は，すみやかに特ダム法の予定する撤退権を行使し，無意味な負担金が累積することを回避すべき財務会計上の義務を負っているというべきです。

もちろん，ダム事業からの撤退は被控訴人らの裁量判断とはなりますが，全くの自由裁量ではなく，小田急事件最高裁判決(最判平 17・12・7)が示した司法審査基準によって裁量逸脱の有無が審査されることになります。「その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くことになる場合」，あるいは「事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと，判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合」には，裁量権逸脱となるとする小田急事件最高裁の基準は，事案こそ都市計画事業の認可取り消し請求事案に関するもので本件とは内容を異にしますが，広く普遍性を持つものと考えます。

本件においては，八ッ場ダム事業に参画することとした被控訴人らの判断には，その基礎とした重要な事実に誤認が数多くあったことが本訴訟を通じて明らかになっており，前記の司法審査基準によれば，本件支出が社会通念上妥当性を欠き，違法・無効であるとの結論を導き出すことは容易なことであると考えます。

3，八ッ場ダムの建設が計画されてから６０年余を経た今日，このダムの必要性をめぐる状況は，流域全体においても，個別の関係各都県においても大きく変化しています。事業の必要性について厳格なチェックを行うことが司法にも求められています。

貴裁判所におかれては，重ねてになりますが，客観的・科学的見地から事実を直視し，厳正な判決を下していただきたい。この国の河川政策と公共工事のあり方に一石を投じる判決を期待して，結審するにあたっての意見陳述といたします。

以上